

静岡県告示第477号

静岡県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱（昭和54年静岡県告示第1004号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月26日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>(資金の内容及び貸付条件)</p> <p>第5条 貸付資金の種類ごとの資金の内容及び貸付条件は、次の各号に定めるもののほか、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(報告及び調査)</p> <p>第9条 指定金融機関は、<u>四半期</u>ごとの貸付状況を当該<u>四半期</u>経過後10日以内に知事に報告するものとする。ただし、知事からの求めがあつた場合においては、毎月の貸付状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(資金の内容及び貸付条件)</p> <p>第5条 貸付資金の種類ごとの資金の内容及び貸付条件は、次の各号に定めるもののほか、別表に定めるとおりとする。<u>ただし、貸付資金の対象には、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金に限る。）からの切替えを除く。）は含まないものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(報告及び調査)</p> <p>第9条 指定金融機関は、<u>年度の半期</u>ごとの貸付状況を当該<u>半期</u>経過後10日以内に知事に報告するものとする。ただし、知事からの求めがあつた場合においては、毎月の貸付状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。